

ダムの洪水調節に関する検討会

規約

(名称)

第1条 本検討会は、「ダムの洪水調節に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 これまでの知見や新たな技術等を活用した、より効果的なダム操作や情報提供の更なる改善等について検討することを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員は、有識者から、水管理・国土保全局長が任命する。

(会議)

第4条 検討会には委員長をおき、検討会に属する委員のうちから、水管理・国土保全局長が指名する。

- 2 委員長は、議長として会議の議事を整理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- 4 検討会は、原則として公開で開催する。
- 5 検討会配布資料は、国土交通省ウェブサイトに掲載することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
- 6 検討会における議事要旨については、会議後速やかに作成し、あらかじめ委員長に確認の上、国土交通省ウェブサイトに掲載するものとする。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、水管理・国土保全局河川環境課流水管理室におく。

- 2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この規約は、令和元年12月24日から施行する。